

質問 民法が改正され、成年年齢が変更になると戸籍の届出はどのように変わりますか。

回答

令和4年(2022年)4月1日から民法の定める成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が施行されました。今回の民法改正に伴う戸籍届出の主な変更点は以下のとおりです。

届出	内容
婚姻届	【婚姻できる年齢】男18歳・女16歳から男女18歳に変更 (注意)
離婚届	【親権に服する年齢】20歳未満から18歳未満に変更
分籍届	【届出できる年齢】20歳以上から18歳以上に変更
養子縁組届	【養親となる年齢】成年(20歳)から20歳(年齢は変更なし)
婚姻届・離婚届・養子縁組届・ 養子離縁届などの創設的届出	【証人の年齢】20歳から18歳に変更